

番号	公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	一般競争入札・指名競争入札の別(総合評価の実施)	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
エ ・ 入 ・ 1	※該当なし											

(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

番号	公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名 並びにその所属する部 局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び 住所	随意契約によることとした 会計法令の根拠条文及び 理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役 員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区 分	国所管、都道 府県所管の区 分	応札・応募者 数	
工 ・ 随 ・ 1	※該当なし												

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。
(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

番号	物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	一般競争入札・指名競争入札の別(総合評価の実施)	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
物・入・40	ゼンリン住宅地図の購入契約	支出負担行為担当官 岐阜労働局総務部長 木村 雄一 岐阜労働局 岐阜市金竜町5-13	平成28年2月17日	株式会社岐阜新聞社 岐阜県岐阜市今小町10	一般競争入札	2,537,438	1,953,190	76.97%				
物・入・41	電子複写機の交換購入及び保守点検契約	支出負担行為担当官 岐阜労働局総務部長 木村 雄一 岐阜労働局 岐阜市金竜町5-13	平成28年2月16日	株式会社岐阜東オフィス 岐阜県各務原市那加大東町54	一般競争入札	2,346,559	792,840	33.79%				
物・入・42	公用自動車の交換契約	支出負担行為担当官 岐阜労働局総務部長 木村 雄一 岐阜労働局 岐阜市金竜町5-13	平成28年2月18日	株式会社蘇原モーターズ 岐阜県各務原市蘇原旭町4-1-1	一般競争入札	1,338,369	1,320,999	98.70%				契約金額 1,357,919円 (自賠責保険料 36,920円を含む)
物・入・43	卓上丁合機及びステープル機の購入・設置契約	支出負担行為担当官 岐阜労働局総務部長 木村 雄一 岐阜労働局 岐阜市金竜町5-13	平成28年2月23日	株式会社ジムブレーション 岐阜県岐阜市藪田東2-8-13	一般競争入札	1,082,160	864,000	79.84%				
物・入・44	窓口番号案内システムの購入契約	支出負担行為担当官 岐阜労働局総務部長 木村 雄一 岐阜労働局 岐阜市金竜町5-13	平成28年2月19日	株式会社高修 岐阜県岐阜市西野町6-2	一般競争入札	3,946,973	3,107,160	78.72%				

(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

番号	物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
物・随・28	労働関係法のポイント購入契約 3000部	支出負担行為担当官 岐阜労働局総務部長 木村 謙一 岐阜労働局 岐阜市金竜町5-13	平成28年2月8日	株式会社労働調査会 東京都豊島区北大塚2-4-5	会計法第29条の3第4項 製版權を当該業者が所持しているため。	1,158,350	1,158,350	100.00%					

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。
 (注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。